

## 第 2 次加須市水道ビジョンの策定について

### 1 水道ビジョンの策定について（「水道ビジョン」策定の手引き要約）

#### （1）根 拠

平成 17 年 10 月 17 日付け健水発第 1017001 号厚生労働省健康局水道課用通知により、水道ビジョンの作成が推奨されました。

平成 25 年 3 月には、人口減少社会の到来や東日本大震災の経験など水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、厚生労働省では「新水道ビジョン」を策定し、平成 26 年 3 月 19 日付健水発 0319 号第 4 号厚生労働省健康局水道課長通知により、改めて水道事業者等に対して水道ビジョン策定が促進されました。

#### （2）水道ビジョンの位置づけ

水道ビジョンは、最低限必要と考えられる経営上の事業計画について、水道事業のマスタープランとして策定するものです。

#### （3）水道ビジョンの設定期間

当面の目標点を策定から概ね 10 年後とし、50 年、100 年先の将来を見据えた水道事業の理想像を明示することを基本としています。

#### （4）基本的な記載事項

「新水道ビジョン」で示す 50 年、100 年先の水道の理想像を踏まえたうえで、「持続」「安全」「強靱」の観点からの課題抽出や推進方策を具体的に示すものとします。

<p><b>【水道ビジョンに記載すべき基本的な事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 水道事業の現状評価・課題</li><li>② 将来の事業課題</li><li>③ 地域の水道の理想像と目標設定</li><li>④ 推進する実現方策</li><li>⑤ 検討の進め方とフォローアップ</li></ul>
--

### 2 加須市水道ビジョン改定の必要性

平成 25 年 3 月に水道の目指すべき基本理念を示した「加須市水道ビジョン」を平成 25 年度から平成 34 年度までの計画として策定し、5 年が経過した平成 30 年 2 月に水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため改定を行いました。

その後、第 1 次加須市水道ビジョンの計画期間が令和 4 年度に終了するため、これまで取り組んできた実現方策並びに成果、人口減少社会の到来、東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、「第 2 次水道ビジョン」を策定するものです。

### 3 第 2 次水道ビジョン策定の考え方

- 浄水場統廃合計画、管路更新計画、アセットマネジメント（資産管理）などの計画が策定されていないため、第 2 次水道ビジョンで将来を見通した具体的な計画とすることが難しい状況です。
- このため、第 2 次水道ビジョンの前期計画（令和 5 年度～令和 9 年度）ではアセットマネジメントなどの必要な計画を策定後、後期計画においてこれらを反映させ、より現実性のある計画として安全で健全な水道事業を次世代に引き継ぐ計画とするものです。

## 4 第2次水道ビジョンの全体構成

### 第1章 水道ビジョンの概要

- 1 第2次加須市水道ビジョン策定の趣旨と背景（策定の趣旨、国・県の動向、SDGsの推進）
- 2 加須市水道ビジョンの位置付け（位置付け、計画期間の設定）

### 第2章 現況把握

- 1 加須市の概況（地勢・交通・気候、人口の動態）
- 2 加須市水道事業の概要（水道事業の沿革、水道施設の概要）

### 第3章 水道事業の現状評価・課題

- 1 水 源（県水と地下水）
- 2 水 質（安全な水、水安全計画、洗管作業、貯水槽）
- 3 災害対策（水道施設の耐震化、危機管理対策、応急給水）
- 4 水道施設（浄水施設、管理体制、管路）
- 5 経 営（財政状況、水道料金、人材、官民連携・広域連携、漏水）
- 6 市民サービス（利便性向上、情報提供）
- 7 環 境（環境への配慮）

### 第4章 将来の事業環境

- 1 人口・給水量の減少
- 2 施設の老朽化
- 3 施設の効率性低下
- 4 資金の確保
- 5 職員数の減少

### 第5章 将来像の設定

#### 1 将来像

将来像 「将来にわたり安全な加須の水の安定供給」

#### 2 基本目標

- (1) 安心して飲める水道【安全】
- (2) 安定供給する水道【強靱】
- (3) 将来にわたる安定経営【持続】

#### 3 施策の体系

#### 4 実現方策とSDGsの関係

### 第6章 推進する実現方策

#### 1 安心して飲める水道【安全】

- (1) 水質管理体制の充実
- (2) 水源の適正管理
- (3) 水質の適正化

#### 2 安定供給する水道【強靱】

- (1) 水道施設の耐震化
- (2) 災害対策の充実
- (3) 安定供給の確保

#### 3 将来にわたる安定経営【持続】

- (1) 浄水場の適正管理
- (2) 人材の育成
- (3) 健全経営の確立
- (4) 市民サービスの向上
- (5) 環境負荷の軽減

第2次 水道ビジョン (素案) 将来像：将来にわたり安全な加須の水の安定供給				第2次 総合振興計画 施策：安全な水道水の安定的な供給		現行 水道ビジョン 将来像：未来へつなぐ安心・安全 加須の水								
基本目標	施策	新	実施方策	施策	取組	基本目標	実現方策							
安心して飲める水道 【安全】	水質検査体制の充実		水質検査計画の策定	安心して飲める水道	計画的な水質検査の実施・公表	1.1① 適正な水質管理の充実								
			水質検査の徹底											
	水源の適正管理	新	水安全計画の策定											
		新	地下水の適正管理											
水質の適正化		泉水との2元水源の継続			管路内水質管理	2.1① 地下水の適正管理								
		管路洗管作業の実施			貯水槽水道の指導	2.1⑥ 埼玉県企業局との協力体制の継続								
安定供給する水道 【強靱】	水道施設の耐震化		管路の耐震化	安定して供給できる水道	浄水場の施設更新(耐震化)	2.2② 基幹管路の耐震化								
			施設の耐震化											
	災害対策の充実	新	危機管理対策の強化					震災や水質事故等の災害対策の充実	耐震性の低い石綿セメント管更新	2.2① 施設の耐震化				
			危機管理マニュアルの充実											
			応急給水の充実											
		新	災害用資器材の充実											
	安定供給の確保		新				浄水場の水害対策					水圧不足の解消に向けた配水管布設替え	2.4① 危機管理マニュアルの充実	
							石綿セメント管の更新						2.4② 応急給水の充実	
							水圧不足の解消						2.1④ 石綿セメント管の計画的な更新	
		新	老朽化した管路の更新										2.1⑤ 水圧不足の解消	
将来にわたる安定経営 【持続】	浄水場の適正管理		浄水場設備維持管理の徹底	経営基盤の強化	集中管理体制の強化・浄水場の施設更新	2.3① 集中管理体制の強化								
			水道施設情報システムの整備											
		新	点検・修繕計画の策定											
			計画的な統廃合											
	人材の育成		施設能力等の適正化					浄水場の計画的な統廃合	施設規模の見直し	2.3④ 管路管理システムの整備				
			技術水準の維持・向上											
	健全経営の確立		技術の継承										2.3⑤ 施設情報システムの導入	
			健全経営の継続										2.1② 老朽化施設の計画的な統廃合・更新	
			多様な連携による経営の効率化										2.3② 人材の育成	
			漏水調査の実施										未来へ引き継ぐ水道 【持続】	3.1① 経営の健全化
	新	アセットマネジメント計画の策定									3.1③ 運営基盤の強化			
	市民サービスの向上		民間委託の拡大・水道広域化の推進									3.1② 有収率の向上		
		利便性の向上			3.2③ 給配水管の漏水修繕の迅速化									
環境負荷の軽減		環境に配慮した水道事業の運営				3.2② 料金納付における利便性の向上								
		情報提供の充実				3.2① 情報提供の充実								
						3.3① 環境対策の推進								
						2.1③ 緊急時用連絡管の整備	3.3② 水資源の有効利用							

## 優先的に行う施策

- (1) 石綿セメント管の更新（早期解消）
  - ※ 平成 20 年 4 月 8 日付け健水発第 0408002 号厚生労働省健康局水道課用通知により、石綿セメント管の概ね 10 年以内の更新等に努めることが求められている。
- (2) 計画的な統廃合（統合計画策定による安全確実な統廃合・ダウンサイジングなど）
  - ※ 浄水場の統廃合計画策定による確実な統廃合の実施
  - ※ 騎西第 1 及び第 2 浄水場は機能分散により既に一つの浄水場となっている
  - ※ 大利根第 2 浄水場の統廃合の推進、北川辺北部浄水場の統廃合の推進
- (3) アセットマネジメント計画の策定
  - ※ アセットマネジメント作成に伴い必要な計画等
    - ・ 点検・修繕計画の策定（法第 22 条の 2）
    - ・ 水道施設台帳の整備（法第 22 条の 3）
    - ・ 管路更新計画の策定（法第 22 条の 4）
    - ・ 浄水場統廃合計画の策定
  - など

## 新規施策

- (1) 水安全計画の策定 : 水質汚染事故などに対応した水質の安全性を確保する計画
- (2) 地下水の適正管理 : 老朽化した井戸の継続利用
- (3) 危機管理対策の強化 : 公益社団法人日本水道協会を核とした危機管理対策の連携
- (4) 災害用資器材の充実 : 災害対策の充実
- (5) 浄水場の水害対策 : 水害時における水道水の供給
- (6) 老朽化した管路の更新 : 管路更新計画の策定（法第 22 条の 4）
- (7) 配水管路の充実 : 野中土地区画整理事業への配水管整備
- (8) 点検・修繕計画の策定 : 法第 22 条の 2（点検を含む施設の維持・修繕の義務付け）
- (9) アセットマネジメント : 法第 22 条の 4（水道施設の更新費用を含む収支の見通し）

## 主な継続施策

- (1) 水圧不足の解消 : 自治会要望等に基づく
- (2) 管路・水道施設耐震化 : 大規模な災害への対応
- (3) 危機管理マニュアルの充実 : テロ、濁水、新型インフルエンザ、停電対策マニュアルが未策定
- (3) 管路洗管作業の実施 : 地震や工事などに起因する濁り水の低減
- (4) 漏水調査の実施 : 有収率向上及び財政健全化
- (5) 浄水場施設の維持管理 : 集中管理体制の構築による経営の効率化
- (6) 健全な経営の継続 : 水道料金の検証及び必要に応じた見直し
- (7) 技術水準の維持・向上 : 水道事業のノウハウを持つ職員が減少

## 廃止する施策

- (1) 緊急時用連絡管の整備 : 加須・騎西間、加須・大利根間、北川辺・群馬東部間の緊急時用連絡管の整備が完了したため。
- (2) 水資源の有効利用 : ろ過機の浄水処理への影響から洗浄排水量削減が難しいため。